

# 農地法許可申請（3条・4条・5条）の受付の締切は

「毎月1日」です！

## 1 移譲されている農地法の事務

- 4条 農地の転用の制限（4ha以下の農地を農地以外に転用する許可）
- 5条 農地の転用のための権利移動の制限  
（4ha以下の農地を農地以外に転用し、農地の権利移動も伴う許可）
- 18条 農地の賃貸借の解約等の制限
- 49条 立入調査
- 50条 報告の徴収
- 51条 違反転用に対する処分

## 2 農地法許可申請等のスケジュール（3条・4条・5条）

- (1) 申請受付締切 毎月1日（1日が土日祝日の場合は次の平日）
- (2) 農業委員会総会 毎月25日頃
- (3) 常設審議委員会 毎月4日頃（申請農地が30aを超える4条、5条申請等が対象）
- (4) 許可日  
【3条及び申請農地が30a以下の4条・5条】農業委員会総会の3日後頃（土日祝日は除く）

【申請農地が30aを超える4・5条申請等】常設審議委員会の3日後頃（土日祝日は除く）

※申請農地が4haを超える案件は、埼玉県へ進達します。

## 3 申請書類

申請農地の面積	農地法	申請書部数	申請先
4ha以下の場合	4条	2部	久喜市農業委員会会長
	5条	3部	
4haを超える場合	4条	3部	埼玉県知事 (受付は農業委員会)
	5条	4部	